

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1711号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動後別表項」という。）が存在する場合には当該移動別表項を当該移動後別表項とし、移動別表項に対応する移動後別表項が存在しない場合には当該移動別表項を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前				
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分	
知事の事務部局	(略)			知事の事務部局	(略)			
	東京事務所	(略)			東京事務所	(略)		
		副所長				副所長		5種
	(略)				県立看護大学		事務局長	2種
(略)			(略)		事務局次長	5種		
(略)			(略)		副学長	7種		
(略)			(略)		(略)			
備考 (略)				備考 (略)				
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）				
1・2 (略)				1・2 (略)				
<u>3</u> (略)				<u>3</u> <u>教育職給料表(一)</u>				
<u>4</u> (略)				(略)				
<u>5</u> (略)				<u>4</u> (略)				
<u>6</u> (略)				<u>5</u> (略)				
<u>7</u> (略)				<u>6</u> (略)				
<u>8</u> (略)				<u>7</u> (略)				
<u>9</u> (略)				<u>8</u> (略)				
備考 (略)				<u>9</u> (略)				
別表第3（第3条関係）				別表第3（第3条関係）				
1・2 (略)				1・2 (略)				
<u>3</u> (略)				<u>3</u> <u>教育職給料表(一)</u>				
<u>4</u> (略)				(略)				
<u>5</u> (略)				<u>4</u> (略)				
<u>6</u> (略)				<u>5</u> (略)				
<u>7</u> (略)				<u>6</u> (略)				
<u>8</u> (略)				<u>7</u> (略)				
<u>9</u> (略)				<u>8</u> (略)				
備考 (略)				<u>9</u> (略)				
<u>9</u> (略)				<u>10</u> (略)				
備考 (略)				備考 (略)				

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。